

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「持続的な企業価値の向上」と「非連続な成長」を実現していくためには、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の確立が不可欠であると認識しております。

ついては、以下の事項に関するコーポレートガバナンス・ガイドラインを策定することにより、コーポレート・ガバナンス体制の実効性をより高めることを目指しております。

株主の権利・平等性の確保
ステークホルダーとの適切な協働
適切な情報開示の実施と透明性の確保
取締役会の責務の明確化
株主との建設的な対話

また、当社は、株主その他のステークホルダーからの理解と信頼を高めるべく、経営監視機能の発揮を期待した機関設計として監査役会設置会社を採用しているほか、取締役の指名・報酬に関する透明性確保のため、社外役員が参加する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

そのほか経営管理機能の強化・充実を経営上の重要課題として認識し、更なるコンプライアンスの徹底及び社内管理体制の拡充を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、上場規則により東京証券取引所1部・2部上場企業にのみ開示が求められている、コーポレートガバナンス・コードの11の開示原則について、その趣旨・精神を尊重し、自主的に開示いたします。

詳細は、「コーポレート・ガバナンスに関する当社の取り組み」をご覧ください。

<https://www.astmax.co.jp/ir/management/governance.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大和証券グループ本社	2,260,100	17.64
有限会社啓尚企画	1,172,000	9.15
牛嶋 英揚	653,734	5.10
マネックスグループ株式会社	564,700	4.41
山本 純也	399,400	3.12
白木 信一郎	370,000	2.89
小幡 健太郎	316,400	2.47
山本 美江	287,500	2.24
楽天証券株式会社	251,000	1.96
小倉 啓満	193,800	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋本 昌司	弁護士								○			
溝渕 寛明	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

橋本 昌司	○	社外取締役橋本昌司氏がパートナーを務めております渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と当社の間には取引がありますが、いずれも案件の内容に応じて複数の法律事務所の中から選択した結果であり、報酬額も他の法律事務所と比較して妥当な水準と判断しております。	弁護士として、企業法務に関する経験・識見が豊富であり、当社取締役会において、客観的視点で、独立性をもった経営の監視を遂行していただくとともに、適切な助言を通じてコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。
溝淵 寛明	○	———	再生可能エネルギー分野等の当事業に関わり合いの深い識見を有していることに加え、経営者としても豊富な経験を有し、当社固有の問題点のみならず、幅広い視点から当社の経営を監督することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役

補足説明

当社の指名・報酬諮問委員会は、4名(うち社外取締役1名、社外監査役1名)で構成され、取締役の選解任基準及び取締役候補者の総合的評価を含め、取締役の選解任に関し審議を行っております。また、取締役報酬に対する考え方及び具体的な取締役報酬額に関する審議を行い、取締役の選解任及び取締役報酬額の決定について取締役会に答申しております。取締役の選解任及び取締役報酬額の決定に社外役員が関与することで、当該プロセスの客観性・透明性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、会計監査人から定期的な監査による報告を受けているほか、監査体制・監査計画・監査実施状況及び会計上の課題について適時・適切なアドバイスを受けております。また、会計監査人の往査時(年4回)には当社監査役と面談を行い、独立性の確保の前提のもとに相互間の連携強化を図っております。

当社は内部監査室を設置しており、当社の監査役会は、内部監査室より内部監査計画・監査進捗状況等について報告を受けるとともに、逐次意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森田 孝彦	他の会社の出身者													
小坂 義人	公認会計士													
藤本 邦雄	他の会社の出身者													
細川 健	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田 孝彦	○	——	長年に亘る会計実務及び会計システム構築に携わってきた経験を有しており、現在は国内外で業務改善等のコンサルティング業務に従事されております。 これらの実務に即した会計及び業務に関する見識と経験を活かし、当社の監査体制の強化に貢献していただけると判断したため、社外監査役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。

小坂 義人	○	——	公認会計士・税理士であり、経理・会計・税務の専門家としての見識及び経験から、独立かつ中立の立場での客観的な意見を当社の経営に活かすことを期待し主に当社管理面を中心とした監査を強化するため選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。
藤本 邦雄	○	——	住友商事株式会社において長年金融関連業務に携わってきた経験や、同社の米国現地法人においてEVP&CFO兼米州総支配人補佐（ニューヨーク）を務められた経験、住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社において代表取締役社長を務められた経験等を有しており、金融・財務に関する幅広い知識や企業経営者としての見識を活かし、当社の監査体制の強化に貢献していただけると判断したため、社外監査役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。
細川 健	○	社外監査役細川健氏は、当社主要株主である株式会社大和証券グループ本社の出身です。 また、2018年4月以降は、大和証券グループ本社のグループ会社である大和プロパティ株式会社の監査役を務めております。	法務・コンプライアンス及び経営企画分野での豊富なキャリアを有し、米国ニューヨーク州弁護士登録者でもあります。当社の今後の事業展開において、これらの知見を経営の監査・監督に発揮いただけるものと判断したため、社外監査役として選任致しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

前述のとおり、独立役員の資格を充たす社外役員全て（社外取締役である橋本昌司氏、溝渕寛明氏、並びに社外監査役である森田孝彦氏、小坂義人氏、藤本邦雄氏、細川健氏）を独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、株主総会にて年間報酬限度額の総額を定めており、取締役の報酬限度額は200百万円、監査役の報酬限度額は40百万円であります。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬枠の枠内で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

令和3年3月期の取締役報酬は、50百万円で、取締役5名に対し支払っております。なお、「取締役の人数」に記載した人数と相違しているのは、退任した取締役1名を含んでいるためであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を、次のとおり決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、2013年6月26日の株主総会にて年間報酬限度額の総額を定めており、取締役の報酬の総額の限度額は200百万円である。

取締役報酬の総額は、報酬限度額の範囲で各事業年度後の経営内容、期間利益、事業計画の進捗状況等を踏まえて決定することを基本方針とする。各個人への配分については、役位を基とした額をベースに、経営及び業績への貢献度・責任等を考慮した額を支給することとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、導入していない。

非金銭報酬等は、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年6月25日に開催された当社定時株主総会において、報酬限度額の範囲で、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議した。その総額は、年額20百万円以内である。各取締役(社外取締役を除く。)への具体的な配分については、取締役会において決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬

等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は支給せず、固定報酬とは別に固定報酬の10%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための報酬として支給するものとする。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための報酬として払込日に支給する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に際しては、年複数回開催する指名・報酬諮問委員会において、取締役報酬額の妥当性、算定方法、取締役個人の成果及び具体的な取締役報酬額に関する審議を行い、決定内容を取締役会に答申し、答申を受けた取締役会が、審議の上、決定することとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

社外監査役を含め監査役会に対する補佐業務を当社経理部が行っており、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関し、取締役、経理部長等の指揮命令を受けないこととしております。経理部による主な補佐業務は、監査役会に付議予定の議題に関する資料の事前配布、必要に応じた事前説明及び監査役会議事録等の整備であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査役設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の取締役会は4名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、非常勤も含めた監査役出席のもと、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。当社は、取締役会を経営

の意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付けており、取締役会から全職員に至るまでの双方向の意思の疎通を図る体制を構築しております。

尚、当社と各取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

当社の監査役会は4名(社外監査役4名)で構成され、毎月1回の監査役会に加え、随時必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、各年度に策定する監査計画に従い、取締役会やその他重要な会議への出席、内部監査室及び会計監査人と連動しての業務監査等を行っております。監査役会は、内部監査室及び会計監査人から適時適切な報告を受けるほか、会計監査人の往査時の立会・面談等を通じて十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもとに相互間の連携強化を図っております。

尚、当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

社外監査役には、会計等の専門性を持った人材を招聘し、独立性・実効性を確保することにより、取締役の職務への牽制機能を強化しております。

(業務執行)

当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催しております。これら取締役会にて、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、取締役会を補強する会議として執行役員会及び常務会を週1回程度、開催しております。執行役員会は、執行役員による業務執行状況の確認、重要事項の審議、新規案件等の取り進め方針の審議、取締役会付議事項の事前打ち合わせ及び情報共有を目的としており、常務会は、グループ事業全般に係る基本方針の審議、新規事業参入等に関する審議、機密事項の審議、グループ幹部人事及び組織・制度改定等の審議を目的としております。

さらに、定例取締役会付議予定の議案等に関しては、議案説明及び審議等の場として、社内外の役員及び執行役員が参加する経営会議を、定例取締役会開催日に開催しております。

(監査・監督)

「監査役監査基準」に基づく監査役会による監査に加え、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を行っております。内部監査は「内部監査規程」に則り作成された内部監査計画に基づき実施され、その結果については、取締役会、社長及び監査役会に報告されます。会計監査は、当社の会計監査人により定期的になされ、その結果については、監査役会及び取締役会に報告されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役4名のうち2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

弁護士である社外取締役1名及び経営者として豊富な経験を有する社外取締役1名を招聘することにより外部の知見を取り入れると共に、監督機能の強化を図っております。

また、当社は、監査役会制度を採用しており、監査役4名全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

当該社外監査役には、会計等の専門性を持った人材を招聘し、独立性・実効性を確保することにより、取締役の職務への牽制機能を強化しております。

尚、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外取締役2名及び社外監査役4名を独立役員として指定しております。

加えて、社外監査役による監査及び社外監査役の取締役会への出席並びに社外取締役招聘による監督機能強化等により、経営監視が十分に機能しているものと考え、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を極力避けて開催しております。
その他	当社ホームページに株主総会の画面を用意し、招集通知及びインターネット開示事項並びに決議通知を掲載しております。 招集通知及びインターネット開示事項については、招集通知の発送に先行して、当社ホームページ等に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家説明会を開催し、資料は当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社概要、沿革、組織図等に加え、適時開示資料、有価証券報告書等の決算資料、株主通信、コーポレートガバナンスの状況、株主総会関連書類のほか、決算説明資料を配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部監査規程」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」、「第三者窓口への内部通報制度に関する規程」等により、不正行為の未然防止並びに早期発見・是正を行い、株主利益の保護並びにステークホルダーの立場の尊重を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」及び「インサイダー取引防止規程」にて策定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させる。
- (2) 「コンプライアンス規程」を制定し、取締役による法令等の違反行為を禁止事項と規定する。併せて、これに違反した取締役に対する制裁規定を明文化する。
- (3) 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存・取扱規程」及び「稟議規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、取締役及び監査役が適切に保存された情報を常時閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の管理に関する規程として「リスク管理規程」を制定し、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因に対する管理方針と体制を整備する。
- (2) 業務執行から生じるリスクを認識し、新たに生じることが予想されるリスクを検討した上で、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するために、取締役会が承認し、かつ統制された範囲でリスクをとることをリスク管理の基本理念とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を毎月1回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会を補強する会議として執行役員会及び常務会を週1回程度、開催する。執行役員会は、執行役員による業務執行状況の確認、重要事項の審議、新規案件等の取り進め方針の審議、取締役会付議事項の事前打ち合わせ及び情報共有を目的とする。また、常務会は、グループ事業全般に係る基本方針の審議、新規事業参入等に関する審議、機密事項の審議、グループ幹部人事及び組織・制度改定等の審議を目的とする。
- (3) 事業戦略の審議、予算案並びに年度または中期事業方針等とそれらの見直し案の策定のための討議を目的として、代表取締役、執行役員、監査役及び各部室責任者等が参加する予算会議を年2回、開催する。
- (4) 定例取締役会付議予定の議案等に関し、議案説明及び審議等の場として、社内外の役員及び執行役員が参加する経営会議を、定例取締役会開催日に開催する。
- (5) 取締役の指名・報酬に関する透明性を高めることを目的として、社外役員を含めた任意の指名・報酬諮問委員会を年1回以上開催する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、法令等からの逸脱行為の発生を未然に防止し、問題が発生した場合には、直ちに是正できる社内体制を構築する。また、コンプライアンスに関する報告及び内部通報の体制を構築する。
- (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、従業員が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させる。
- (3) 「コンプライアンス規程」に違反した従業員に対する制裁規定を明文化する。

6. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

「関係会社管理規程」を制定し、関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告を受ける体制、及び、関係会社の重要な経営判断について事前に打合せを受ける体制を構築する。

b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要な子会社は、リスク管理に係る規程を定めて自らリスク管理を行い、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告する体制を構築する。

c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な子会社は、決裁権限に関する規程を定めて自らの業務を効率的に遂行し、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告する体制を構築する。

d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象とし、業務・会計両監査面において、その業務の適正性を把握する。
- (2) 監査役会は、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織を置く。

8. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、当該使用人の所属部長等の指揮命令を受けないこととする。

9. 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

実効性を確保するために、取締役及び当該使用人の所属部長は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員の業務が円滑に行えるように協力することとする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

「監査役監査基準」に基づき、監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役または従業員から定期的に求めることとする。また、監査役が取締役会その他重要な会議へ出席機会を確保する。取締役及び従業員等から情報を受領できる体制を整え、取締役及び従業員が監査役に報告するための体制を確立する。

11. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者

及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(1)「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧することとする。

(2)「監査役監査基準」に基づき、監査役は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図ることとする。

(3)「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めたときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査することとする。

12. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「監査役監査基準」に基づき、内部通報システム(コンプライアンス・ホットライン制度)が有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。コンプライアンス・ホットライン制度には報告者が不利益な取扱いを受けないような規定を整備する。また、内部通報システムを利用しない報告等については、仮に監査役その他内部通報システムにおける被報告者以外の者が報告を受けた場合でも、情報提供者が特定されないような方策を講じるなど、情報提供者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

13. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」に監査費用に関する規定を設けており、費用について会社に償還を請求できることとする。

14. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」を定め、監査役会は代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の実施における環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることを規定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度で対応し、取引関係を含めた一切の関係を遮断することとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

[適時開示体制の概要]

当社は、以下のディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。

【ディスクロージャーポリシー】

(情報開示に係る基本姿勢)

当社は、重要な会社情報を各種関係法令及び東京証券取引所の定める諸規則に則り、迅速、正確かつ公平に株主・投資家へ開示することを基本としております。また、投資家の投資判断に影響を及ぼす可能性のある情報については、積極的に開示をする方針です。

(適時開示に係る社内体制)

当社は、社内規程(インサイダー取引防止規程)を制定し、内部情報管理責任者等を定めて情報管理の徹底及び適時開示の重要性について周知徹底を図っております。

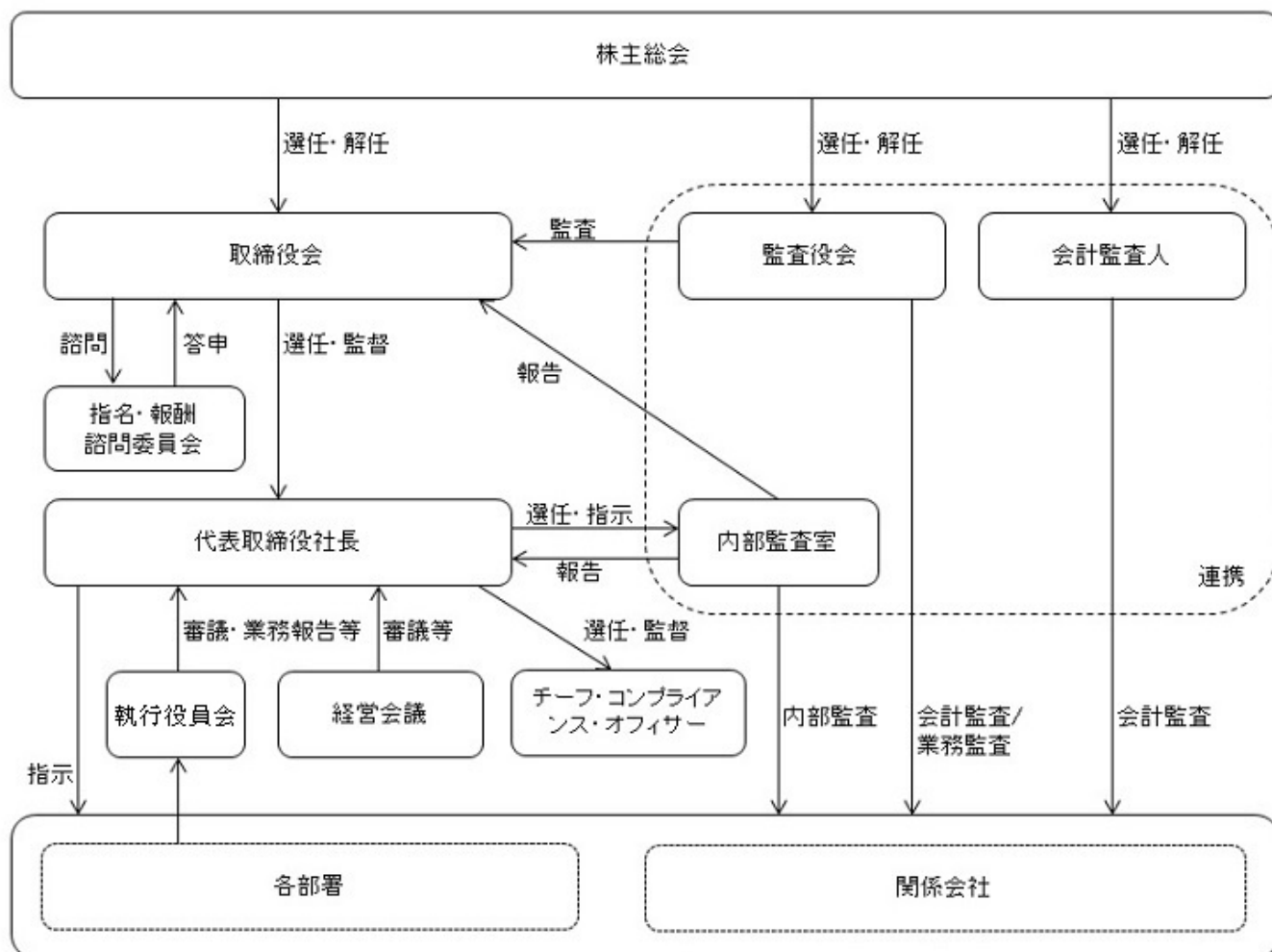
当社の役職員等は業務に関し内部情報等を取得した場合は、直ちにその情報を内部情報管理責任者(経営企画部担当役員)に報告することとしております。内部情報管理責任者は、内部情報等に該当するか否かの判断をするとともに、具体的な対処方法を決定します。また、内部情報管理責任者が判断できない場合は、内部情報管理責任者及び関係部室において協議の上、取締役会にて決定されます。

当社の重要事実につきましては、できる限り早期に公表することを原則とし、内部情報管理責任者が公表の時期等を決定し、公表は社長または内部情報管理責任者が行います。

(適時開示の方法)

適時開示に当たっては、内部情報管理責任者の指示に基づき、経営企画部が作成した開示資料を東京証券取引所の提供する開示システム、当社ホームページ等にて開示いたします。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示に係る社内体制図】

当社の適時開示に係る社内体制は下記の通りであります。

